

(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業の
特定事業の選定について

1. 主旨

本事業をPFI事業として実施する場合、市が直接実施する場合に比べて市の財政負担額の縮減に加えて、公共サービスの水準の向上が見込まれることから、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第7条の規定により、本事業をPFI事業として実施することが適当であることから、本事業を特定事業に選定する。

2. 検討状況

「特定事業の選定」にあたっては、本事業の実施方針に係る事業者から寄せられた質問・意見を踏まえ、本事業の財政負担の縮減や、公共サービス水準について評価を実施したうえで、特定事業の選定（案）を作成した。

平成29年 7月 実施方針の策定及び公表
実施方針に対する事業者からの質問・意見の募集

平成29年 8月 実施方針の質問・意見に対する回答

3. 今後の予定

- 平成29年 9月上旬 ・ 特定事業の選定・公表
- 平成29年 9月上旬 ・ 条例の制定（施設設置・指定管理者）、
・ 債務負担行為の議決
- 平成29年10月上旬 ・ 入札公告（入札説明書、要求水準書、基本協定案等）
- 平成29年10月中旬 ・ 入札説明書等に関する質疑応答（参加資格関係）
- 平成29年10月下旬 ・ 参加表明書及び参加資格確認書類の受付
- 平成29年11月上旬 ・ 参加資格確認結果通知
・ 入札説明書等に関する質疑応答（参加資格関係以外）
- 平成29年11月下旬 ・ 提案書の受付
- 平成29年12月 ・ 落札者決定
- 平成30年 2月 ・ 仮契約の締結
- 平成30年 3月下旬 ・ 市議会の議決（本契約・指定管理者の指定）
- 平成30年 3月下旬 ・ 本契約締結

特定事業の選定について

第1 事業の概要

1 事業名称

(仮称) 箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業 (以下、「本事業」という。)

2 事業の対象となる公共施設の名称

- ① (仮称) 新文化ホール (以下「文化ホール」という。)
- ② (仮称) 船場生涯学習センター (以下「生涯学習センター」という。)
- ③ (仮称) 船場図書館 (以下「図書館」という。)
- ④ (仮称) 船場駐車場 (以下「駐車場」という。)

3 事業の目的

(仮称) 箕面船場駅前地区が存する船場東地域は、昭和 40 年代に土地区画整理事業によって基盤整備され、大阪船場繊維卸商団地として、主に流通・業務系の土地利用を中心に発展してきた。

しかし、建物の老朽化や繊維業を取り巻く社会情勢の変化等からまちの更新期を迎えつつあり、地権者をはじめとして、箕面市も北大阪急行線の延伸を契機とした新たなまちづくりに取り組んでいるところである。

現在、(仮称) 箕面船場駅前地区の土地 4.8 ヘクタールを対象に箕面船場駅前土地区画整理事業 (組合施行) が実施され、既存建物の除却が進むとともに、同地内における土地利用の検討が進展しており、その一つとして、国立大学法人大阪大学箕面キャンパスの移転が決定している。

また、箕面市 (以下「市」という。) は、同地内において、文化ホール、生涯学習センター、図書館、駐車場、デッキ、駐輪場等の各種公共施設を整備する予定である。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。) に基づく事業として、それら公共施設のうち、文化ホール、生涯学習センター、図書館、駐車場を新たに整備するとともに、その運営・維持管理を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、本市の文化芸術の振興並びに都市ブランドの向上、同駅前への賑わい創出を図るものである。また、市の財政支出の削減を図り、効果的・効率的に事業を実施する。

4 事業の範囲

本事業の範囲は、文化ホール、生涯学習センター、図書館及び駐車場の設計・建設と、文化ホール及び駐車場の運営・維持管理とする。

また、文化ホール、生涯学習センター、図書館及び駐車場について、これらをまとめて総称する場合の呼称を「公共施設群」とし、公共施設群に共通する設備類の設計・建設及び運営・維持管理も事業範囲に含む。

なお、具体的な事項については、入札説明書及び入札に関連した資料（以下「入札説明書等」という。）において提示する。

事業の範囲	公共施設群					
	文化ホール	生涯学習センター	図書館	駐車場	附帯施設 ※3	共通設備管理 ※4
施設整備業務						
設計業務（事前調査・基本設計・実施設計）	○	○	○	○	○	○
建設業務	○	○	○	○	○	○
工事監理業務	○	○	○	○	○	○
施設建設に伴う各種申請等の業務	○	○	○	○	○	○
備品等整備業務	○	○	○	○	—	○
その他これらを実施する上で必要な関連業務	○	○	○	○	○	○
維持管理運営業務						
建物保守管理業務	○※1	—※2	—※2	○	○	○
設備保守管理業務	○※1	—※2	—※2	○	○	○
清掃業務	○※1	—※2	—※2	○	—	○
植栽・外構維持管理業務	○※1	—※2	—※2	○	○	○
廃棄物処理業務	○※1	—※2	—※2	○	—	○
安全管理業務	○※1	—※2	—※2	○	○	○
その他これらを実施する上で必要な関連業務	○※1	—※2	—※2	○	○	○
施設運営業務	○※1	—※2	—※2	○	○	○

※1 文化ホールの運営・維持管理業務は、既に市が公募により選定した株式会社キョードーファクトリー（以下「文化ホール運営者」という。）が行う。なお、本事業の選定事業者は、文化ホール運営者を含んで、本事業に係るSPC（特別目的会社）の組成をすること。

※2 生涯学習センター及び図書館の運営・維持管理業務は、国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」という。）が指定管理者として行う予定である。なお、大阪大学は、SPCには参画しない。

※3 附帯施設は、店舗やカフェなど、にぎわいと回遊性を創出し、地域の活性化に資するための施設とする。転貸することも可能である。

※4 受変電設備、受水槽、防災設備等、全館共通設備の維持管理業務を指す。

※5 上記の他に、SPC 管理運営業務も業務範囲とする。

5 事業方式

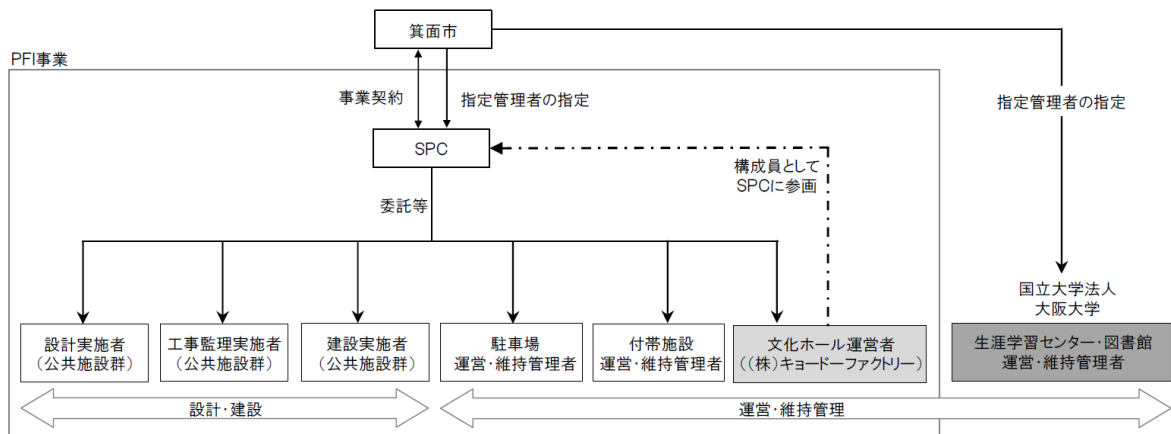
本事業は、PFI 法に基づき実施する。

また、選定事業者が組成する SPC（文化ホール運営者を含む）と市が事業契約を締結し、施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転した上で、SPC が事業期間中における施設の運営・維持管理業務を遂行する「BTO（Build-Transfer-Operate）方式」により本事業を実施する。

施設の運営・維持管理は、地方自治法第 244 条の 2 に基づき指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、箕面市議会の議決を経た上で、SPC（文化ホール及び地下駐車場の運営・維持管理業務を担う）を指定管理者として指定する。

なお、生涯学習センター、図書館の運営・維持管理については、大阪大学を指定管理者として指定する予定である。

【事業スキーム図】



6 事業期間

事業契約の締結日から平成 48 年 3 月末までの期間とする。

第2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

1 特定事業の選定基準

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、公共施設群の整備等について、市自らが実施したときと比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。具体的な判断の基準は以下のとおりである

- ① 事業期間を通じて市の財政負担の軽減が期待できること。
- ② 市の財政負担が同一水準にある場合において公共サービスの向上が期待できること。

2 定量的評価

(1) 算定的前提条件

市の財政負担の見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより、定量的な評価を行った。

本事業を、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定的前提条件

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政支出の内容	<ul style="list-style-type: none"> 設計費 工事監理費 施設整備費 備品等整備費 維持管理・運営費(施設運営費、建物保守管理、設備保守管理、清掃、植栽・外構維持管理費、廃棄物処理費等) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計費 工事監理費 施設整備費 備品等整備費 維持管理・運営費(施設運営費、建物保守管理、設備保守管理、清掃、植栽・外構維持管理費、廃棄物処理費等) アドバイザー委託費 その他
財政収入の内容	<ul style="list-style-type: none"> 国交付金 利用料等収入 ※文化ホール、駐車場の利用料金、付帯施設の転貸料等は、指定管理者の収入とする 	<ul style="list-style-type: none"> 国交付金 利用料等収入 ※文化ホール、駐車場の利用料金、付帯施設の転貸料等は、指定管理者の収入とする
建設関連費用の想定	基本的な整備構想及び類似施設の実績に基づき、建設費を設定	市が直接実施する場合に比べて、一括発注による業務の効率化及び民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費用想定	類似施設における実績等を勘案して想定	指定管理に比べて、施設整備との一体事業化、長期運営等の効果が発生するものとして、一定の縮減を想定
資金調達条件	<ul style="list-style-type: none"> 市一般財源 市起債 国交付金 	<ul style="list-style-type: none"> SPC自己資金(資本金) SPC借入金 市起債 国交付金
割引率	2.4%	
インフレ率	考慮しない	
事業期間	18年間	

(2) 算定結果

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値に換算した額で比較した。

この結果、本事業を市が直接実施する場合に比べ、PFI 事業として実施する場合は、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 13.4%縮減できることが見込まれる。

3 定性的評価（公共サービスの水準の向上）

本事業においては、その目的から、公的財政負担の縮減に加えて公共サービスの水準の向上を求める必要がある。

公共サービスの水準の向上は、民間事業者の経営能力、経験及びノウハウを活用することで、本市の文化芸術の振興並びに都市ブランドの向上、同駅前への賑わい創出を図ることが期待できるものと考えられる。

4 総合評価

以上より、本事業を PFI 事業として実施する場合、市が直接実施する場合に比べて市の財政負担額の約 13.4%の縮減とともに、公共サービスの水準の向上が期待できると考えられる。

このため、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると判断できることから、本事業を PFI 法第 7 条の規定により、特定事業として選定する。

(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業の実施に伴う
条例改正について

1. 主旨

本事業をPFI事業として実施し、箕面船場駅前地区に「(仮称)新文化ホール」「(仮称)船場図書館」「(仮称)船場生涯学習センター」「(仮称)船場駐車場」を整備する予定。施設の管理運営は、PFI事業者の経営ノウハウを生かして、更なる市民サービスの向上とともにコスト縮減を図るため指定管理者制度を導入する。指定管理者制度で上記施設を運用するにあたり、必要な事項を条例で規定するために条例を整備する。

2. 改正対象条例と PFI 事業実施に伴う改正の主な内容

(1) 箕面市立文化ホール条例

- ・(仮称)新文化ホールを指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定。

(2) 箕面市立図書館条例

- ・(仮称)船場図書館を指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定。
- ・カフェや物販店のテナントが入れるよう、テナント賃料を利用料金として設定。(図書館の利用は全て無料)

(3) 箕面市立生涯学習センター条例

- ・(仮称)船場生涯学習センターを指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定。

(4) 箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例

- ・(仮称)船場駐車場を指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定。併せて、牧落・桜井駐輪場について、指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定。

3. PFI 事業実施以外の改正の主な内容

(1) 箕面市立生涯学習センター条例

- ・これまで生涯学習センター館長の諮問機関だった生涯学習センター運営審議会を、生涯学習に関する施策を総合的に議論する教育委員会所管の生涯学習審議会に変更する。(生涯学習センター条例から審議会規定を削除し、生涯学習施策審議会条例を制定)

(2) 箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例

- ・ 牧落・桜井駐輪場について、指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定。(指定管理者はシルバー人材センターを予定)
- ・ 自動車駐車場及び自転車駐車場に関連する条例を1本化。

1. PFI事業実施に伴う条例改正の内容 【施行期日：平成33年4月1日】

対象議案	改正の概要	PFI事業実施に伴う改正の主な内容	指定管理者について ※契約及び指定管理者指定の議案は平成30年2月議会に提出予定です。	その他
市民文化ホール条例の改正	(仮称)新文化ホールの設置を規定します	・(仮称)新文化ホールを指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定します。 ・開館日、開館時間及び利用料金は、今秋に公募するPFI事業者からの提案を受け市長が承認して決定します。	・PFI事業者が担います。 ・PFI期間(15年間)を過ぎた後は公募します。	現在の市民文化ホールの条例廃止については、移転日が決定次第、改めて条例改正を提案する予定です。
図書館条例の改正	(仮称)船場図書館の設置を規定します	・(仮称)船場図書館を指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定します。 ・開館日及び開館時間は、基本的には現在の他の図書館に倣いますが、指定管理者からの提案で拡大されることもあります。 ・図書館の利用はすべて無料ですが、一部スペースにカフェ等のテナントが入れるよう、テナント賃料を利用料金として設定します。	大阪大学が担います。	萱野南図書館の条例廃止については、移転日が決定次第、改めて条例改正を提案する予定です。
生涯学習センター条例の改正	(仮称)船場生涯学習センターの設置を規定します	・(仮称)船場生涯学習センターを指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定します。 ・開館日、開館時間は、基本的には現在の他の生涯学習センターに倣いますが、指定管理者からの提案で拡大されることもあります。 ・利用料金は、指定管理者からの提案を受け市長が承認して決定します。	大阪大学が担います。	
箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の改正	(仮称)船場駐車場の設置を規定します	・(仮称)船場駐車場を指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定します。 ・開館日及び開館時間は、現在の他の駐車場に倣います。 ・利用料金は、今秋に公募するPFI事業者からの提案を受け市長が承認して決定します。	・PFI事業者が担います。 ・PFI期間(15年間)を過ぎた後は公募します。	・(仮称)船場駐車場は、新文化ホール・図書館・生涯学習センターの地下部分に設置する、自走式駐車場です。 ・駐輪場は地区内デッキ下(第2期PFI)と駅舎上(地下1階)に整備予定です。

2. 西南生涯学習センターに伴う条例改正の内容

(1)改正の概要 【施行期日：平成30年2月1日】

- ・西南生涯学習センターの設置を規定します。
- ・使用料は、他の生涯学習センターとの均衡を図りつつ、他の類似の部屋よりも大幅に機能向上する部屋については、グレードに応じた金額設定としています。(参考資料2をご参照ください。)
- ・併せて、西南公民館条例を廃止します。

(2)管理運営

- ・西南生涯学習センターは、他の生涯学習センターと同様に市の直営です。

(3)その他 【施行期日：平成30年4月1日】

- ・生涯学習センター運営審議会を、より幅広く生涯学習分野全般を審議する教育委員会所管の審議会にします。(本条例から削除し、別条例を制定)

3. 牧落・桜井駐輪場に関する条例改正の内容

(1)改正の概要 【施行期日：平成30年4月1日】

- ・牧落駐輪場と桜井駐輪場を指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定します。(現在は市直営で、管理運営をシルバー人材センターに委託)
- ・市の駐車場と駐輪場に関する条例を一本化します。(箕面駅前駐車場・駐輪場の運営等に変更はありません。)

(2)指定管理者について

- ・指定管理者は、シルバー人材センターを候補者として議会に提案する予定です。(契約及び指定管理者指定の議案は平成29年12月議会に提出する予定です。)

4. 今後のスケジュール *アンダーライン部は、市議会への議案提出

年度	船場関係		その他	(参考)新箕面関係
	第1期PFI	第2期PFI		
H29年度 (2017)	9月 <u>第1期PFIで整備する4施設に関する議案提出【上記4議案+債務負担行為(第92号議案)】</u> 10月 第1期PFI入札公告 1月 第1期PFI事業者を決定 2月 <u>第1期PFIで整備する4施設の契約及び指定管理者指定の議案提出</u>	12月 <u>第2期PFIで整備する施設に係る議案提出</u> 3月 第2期PFI入札公告	9月 <u>西南学センと駐輪場に関する議案提出</u> 12月 <u>牧落・桜井駐輪場の契約及び指定管理者指定の議案提出</u> 2月 西南学セン供用開始	12月 <u>新箕面駅ビルに係る議案提出</u> 1月 新箕面駅ビルPFI入札公告
H30年度 (2018)		6月 第2期PFI事業者を決定 9月 <u>第2期PFIで整備する施設の契約及び指定管理者指定の議案提出</u>	4月 牧落・桜井駐輪場の指定管理を開始	4月 新箕面駅ビルPFI事業者を決定 6月 <u>新箕面駅ビルの契約及び指定管理者指定の議案提出</u>
H33年度 (2021)	4月 全施設の供用開始 (~2036年3月:PFI事業期間終了)			4月 新箕面駅ビルの供用開始(~2036年3月:PFI事業期間終了)

箕面市立市民文化ホール条例新旧対照表

新

(設置)

第一条 市民の福祉の増進を図り、もって文化の向上に寄与するため、箕面市立市民文化ホール(以下「文化ホール」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立市民会館	箕面市西小路四丁目六番一号
箕面市立メイプルホール	箕面市箕面五丁目一番二二三号
(仮称)箕面市立新文化ホール	箕面市船場東三丁目

(事業)

第二条 文化ホールは、次に掲げる事業を行う。

- 一 文化の向上に寄与するために文化ホールの施設、附属設備等を利用に供する事業
- 二 文化の向上に寄与するための市民の自主的な活動の推進を図る事業
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第三条 第七条 略

(開館時間及び休館日)

第八条 文化ホールの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

区分	開館時間	休館日
箕面市立市民会館	略	略
箕面市立メイプルホール	略	略
(仮称)箕面市立新文化ホール	市民の円滑な利用を阻害するおそれがある	市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て

旧

(設置)

第一条 市民の福祉の増進を図り、もって文化の向上に寄与するため、箕面市立市民文化ホール(以下「文化ホール」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立市民会館	箕面市西小路四丁目六番一号
箕面市立メイプルホール	箕面市箕面五丁目一番二二三号

(事業)

第二条 文化ホールは、次に掲げる事業を行う。

- 一 文化の向上に寄与するために文化ホールの施設、附属設備等を利用に供する事業
- 二 文化の向上に寄与するための市民の自主的な活動の推進を図る事業

第三条 第七条 略

(開館時間及び休館日)

第八条 文化ホールの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

区分	開館時間	休館日
箕面市立市民会館	略	略
箕面市立メイプルホール	略	略

	のない範 囲で、あ らかじめ 市長の承 認を得て 指定管理 者が定め る時間	指定管理者が定める 日
--	---	----------------

2| 指定管理者は、(仮称)箕面市立新文化ホールの開館時間及び休館日を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

3| 指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て第一項の開館時間及び休館日を変更することができる。

第九条〜第十三条 略

(利用の許可の取消し等)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

一〜四 略

五| 指定管理者が文化ホールの管理上支障があると認めるとき。

第十五条〜第二十一条 略

附 則

1・2 略

(選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例)

3| 市長は、(仮称)箕面市立新文化ホールの最初の指定管理者の指定手続については、第四十条の規定にかかわらず、当該文化ホールの建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第八条第一項の規定により選定した民間事業者(次項において「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

2| 指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て前項の開館時間及び休館日を変更することができる。

第九条〜第十三条 略

(利用の許可の取消し等)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

一〜四 略

第十五条〜第二十一条 略

附 則

1・2 略

(経過措置)

3| この条例による改正後の箕面市立市民文化ホール条例(以下「新条例」という。)に基づく指定管理者の候補者については、最初に指定管理者を指定する場合に限り、新条例第四条の規定にかかわらず、現にこの条例による改正前の箕面市立市民文化ホール条例(以下「旧条例」という。)に基づき文化ホールの管理に関する事務を受託している者を選定することができる。

4| 第四条第三項の規定は、前項の規定により選定事業者を指定管理者の候補者として選定する場合について準用する。

(経過措置)

5 指定の期間の満了又は第七条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者が行った許可は、後任の指定管理者が行った許可とみなす。

4| 旧条例の規定による平成十七年四月一日以後の利用に係る許可は、新条例の規定による利用に係る許可とみなす。

5 指定の期間の満了又は新条例第七条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者が行った許可は、後任の指定管理者が行った許可とみなす。

新

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
 - 第二章 (会議室等の利用(第六条―第十八条))
 - 第三章 指定管理者による管理(第十九条―
第二十八条)
 - 第四章 雑則(第二十九条)
- 附則
- 第一章 総則

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)に基づき、本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立中央図書館	箕面市箕面五丁目 一―番二二三号
箕面市立東図書館	箕面市粟生間谷西 三丁目一番三号
箕面市立桜ヶ丘図書館	箕面市桜ヶ丘四丁 目一九番三号
箕面市立萱野南図書館	箕面市船場西三丁 目八番二二二号
箕面市立西南図書館	箕面市半町四丁目 六番三九号
箕面市立小野原図書館	箕面市小野原西五 丁目二番三六号
(仮称)箕面市立船場図書館	箕面市船場東三丁 目

(目的)

第二条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、市民の図書その他図書館資料に対する要求に応え、市民の教養、調査研究等に資することを目的とする。

(中央図書館の役割)

第三条 箕面市立中央図書館は、他の図書館の統括及び連絡調整を図るとともに、図書

旧

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)に基づき、本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立中央図書館	箕面市箕面五丁目 一―番二二三号
地区図書館 箕面市立東図書館	箕面市粟生間谷西 三丁目一番三号
箕面市立桜ヶ丘図書館	箕面市桜ヶ丘四丁 目一九番三号
箕面市立萱野南図書館	箕面市船場西三丁 目八番二二二号
箕面市立西南図書館	箕面市半町四丁目 六番三九号
箕面市立小野原図書館	箕面市小野原西五 丁目二番三六号

(目的)

第二条 図書館は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、市民の図書その他図書館資料に対する要求に応え、市民の教養、調査研究等に資することを目的とする。

(中央図書館と地区図書館の関係)

第三条 箕面市立中央図書館は、地区図書館の統括及び連絡調整を図るとともに、図書

館奉仕のための総合的な企画及び立案を行う。

〔開館時間、休館日等〕

第四条 図書館の開館時間及び休館日並びに図書館資料の貸出し及び利用に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める。

〔館長等〕

第五条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

第二章 会議室等の利用

(会議室等の利用の許可等)

第六条 箕面市立西南図書館(以下「西南図書館」という。)の会議室及び和室(以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(会議室等の利用の制限)

第七条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しない。

一 略

二 図書館の施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

三・四 略

第八条 略

(特別の設備の設置等)

第九条 使用者は、会議室等を利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

館奉仕のための総合的な企画及び立案を行う。

(会議室等の利用の申請)

第四条 図書館の会議室及び和室(以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 略

(会議室等の利用の制限)

第五条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しない。

一 略

二 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

三・四 略

第六条 略

〔駐車できる自動車〕

(使用料)

第十條 会議室等の利用の許可を受けた者は別表第一に定める使用料を、第十三條に規定する駐車場を利用しようとする者は別表第二に定める使用料を納付しなければならない。

2・3 略

(会議室等の利用の許可の取消し等)

第十一條 委員会は、会議室等の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の条件を変更し、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

一 使用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わな

いとき。

二〇六 略

(意見の聴取)

第十二條 委員会は、必要があると認めるときは、第七條第三号又は前條第五号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(駐車できる自動車)

第十三條 西南図書館の駐車場(以下「駐車場」という。)に駐車できる自動車は、道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条の表に規定する普通自動車のうち高さが二・三メートル以下のものとする。

第十四條〜第十八條 略

第三章 指定管理者による管理

第七條 図書館の駐車場(以下「駐車場」という。)に駐車できる自動車は、道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条の表に規定する普通自動車のうち高さが二・三メートル以下のものとする。

(使用料)

第八條 会議室等の利用の許可を受けた者は別表第一に定める使用料を、駐車場を利用しようとする者は別表第二に定める使用料を納付しなければならない。

2・3 略

(会議室等の利用の許可の取消し等)

第九條 委員会は、会議室等の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の条件を変更し、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

一 利用者がこの条例の規定に違反したとき。

二〇六 略

(意見の聴取)

第十條 委員会は、必要があると認めるときは、第五條第三号又は前條第五号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

第十一條〜第十五條 略

(職員)

第十六條 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第十九条 委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により(仮称)箕面市立船場図書館(以下この章において単に「図書館」という。)の管理を委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2) 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 図書館法第三条各号に掲げる事項(同条第一号に掲げる事項のうち収集に関するもの、同条第二号に掲げる事項のうち目録の整備に関するもの及び同条第五号に掲げる事項を除く。)に関すること。

二 図書館の施設(委員会規則で定める施設に限る。)の利用の許可等に関すること。

三 図書館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、第二条の目的を達成するために委員会が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て業務の一部を委託することができらる。

(指定管理者の指定手続)

第二十条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、指定を受けようとする法人その他の団体に事業計画書その他委員会が定める書類を提出させるものとする。

2) 委員会は、前項の規定により提出された事業計画書を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 図書館を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図る

ことができると。

二 前条第二項の業務を効果的に実施できること。

三 図書館の運営を通じて、地域の生涯学習活動の振興を図る能力を有すること。

四 図書館を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(変更の届出)

第二十一条 指定管理者は、その名称、所在地その他委員会が定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を委員会に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができると。

一 地方自治法第二百四十四条の第二十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第十九条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、図書館の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2| 委員会は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(利用料金)

第二十三条 図書館の施設(委員会規則で定める施設に限る。)の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2| 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3| 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4| 指定管理者は、委員会規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5| 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を委員会規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う管理等の読替え)

第二十四条 指定管理者が図書館の管理運営を行う場合における第一章の規定の適用については、第五条中「専門的職員その他必要な職員」とあるのは、「及び図書館に関する専門的又は技術的な知識等を有する者」とする。

2| 第六条、第七条、第九条及び第十一条の規定は、指定管理者が第十九条第二項第二号の業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項、第九條及び第十一條第一号	利用者	第六條第一項 箕面市立西南図書館 (以下「西南図書館」という。)の会議室及び和室(以下「会議室等」という。) 箕面市教育委員会(以下「委員会」という。) 指定管理者
第六條第一項、第九條及び第十一號	利用者	図書館の施設 (委員会規則で定める施設に限る。以下「特定施設」という。) 指定管理者

第六條第二項、第七條、第九條及び第十一條	委員会	指定管理者
第六條第二項、第七條、第九條及び第十一條	会議室等	特定施設
第十一條第四号	利用ができなくなつたとき	市が特定施設を利用する必要があるとき、又は特定施設が利用できな いと委員会 が認める とき

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第二十五條 指定管理者は、図書館の管理運営を行うに際し、個人情報情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2| 図書館の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第二十六條 指定管理者は、必要があると認めるときは、第二十四條第二項において準用する第七條第三号又は第十一條第五号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

2| 第十二條の規定は、前項の規定による求めがあつた場合について準用する。

(原状回復義務)

第二十七條 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第二十二條の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなかつた施設、附属設備等を速やかに原状に回

<p>復しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>〔損害賠償〕</p> <p>第二十八条 指定管理者は、図書館の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失したとき、又は図書館資料を紛失したときは、委員会の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。</p> <p>別表第一(第十条関係)</p> <p>〔表 略〕</p> <p>別表第二(第十条関係)</p> <p>〔表 略〕</p>	<p>第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。</p> <p>別表第一(第八条関係)</p> <p>〔表 略〕</p> <p>別表第二(第八条関係)</p> <p>〔表 略〕</p>
--	--

箕面市立図書館協議会設置条例新旧対照表

<p>新</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号第十四条の規定に基づき、箕面市立中央図書館に箕面市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、箕面市立図書館に関する事項を取り扱うものとする。</p> <p>第二条〜第六条 略</p>	<p>旧</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号第十四条の規定に基づき、箕面市立図書館に箕面市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>第二条〜第六条 略</p>
--	--

新

旧

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 施設の使用(第六条―第十五条)

第三章 指定管理者による管理(第十六条―第二十三条)

第四章 雑則(第二十四条)

附則

第一章 総則

(基本理念)

第一条 箕面市立生涯学習センター(第三章を除き、以下「センター」という。)は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する公民館の精神を尊重するとともに、生涯学習その他市民の文化活動を保障する事業の実施を図り、もって市民意識の高揚と地域社会の向上発展に寄与しなければならない。

(設置)

第二条 前条の基本理念に基づき、本市にセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立中央生涯学習センター	箕面市箕面五丁目一―番一三号
箕面市立東生涯学習センター	箕面市粟生間谷西三丁目一番二号
箕面市立西南生涯学習センター	箕面市瀬川三丁目一番五号
(仮称)箕面市立船場生涯学習センター	箕面市船場東三丁目

(事業)

第三条 センターは、次の事業を行う。

- 一 生涯学習及び文化活動に係る事業の実施に関すること。
- 二 センターの施設の使用の許可に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、箕面市教育

(基本理念)

第一条 箕面市立生涯学習センター(以下「センター」という。)は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する公民館の精神を尊重するとともに、生涯学習その他市民の文化活動を保障する事業の実施を図り、もって市民意識の高揚と地域社会の向上発展に寄与しなければならない。

(設置)

第二条 前条の基本理念に基づき、本市にセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立中央生涯学習センター	箕面市箕面五丁目一―番一三号
箕面市立東生涯学習センター	箕面市粟生間谷西三丁目一番二号

育委員会以下「委員会」という。)が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第四条 センターの開館時間及び休館日は、箕面市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める。

(職員)

第五条 センター(第十六条第一項に規定する指定管理者が管理を行うセンターを除く。)に、館長その他必要な職員を置く。

(審議会)

第三条 センターに箕面市立生涯学習センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2| 審議会は、センターの館長の諮問に応じ、センターにおける各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(組織)

第四条 審議会は、委員十人以内で組織する。(委員)

第五条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

- 一 市内に設置された学校の教職員
- 二 市内において社会教育に関する事業を行う団体の関係者
- 三 市内において家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 四 本市が設置する社会教育施設を使用する者
- 五 学識経験者

六 市民

2| 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3| 委員は、再任されることができる。

4| 委員会は、委員に特別の理由があると認めるときは、委員を解任することができる。

〔会長等〕

第六条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2| 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3| 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

〔委員の報酬等〕

第六条の二 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

〔事業〕

第七条 センターは、次の事業を行う。

一 生涯学習及び文化活動に係る事業の実施に関する事。

二 センターの施設の使用の許可に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業

第八条〜第十四条 略

〔使用の許可の取消し等〕

第十五条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは制限することができる。

一 略

二 第十二条各号に定める事由が発生したとき。

三 災害による緊急事態が発生したとき。

四 略

2| 委員会は、前項の規定により使用者が損害を受けた場合は、その責を負わない。

〔意見の聴取〕

第十六条 委員会は、必要があると認めると

第二章 施設の使用

第六条〜第十二条 略

〔使用の許可の取消し等〕

第十三条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは制限することができる。

一 略

二 第十条各号に定める事由が発生したとき。

三 災害その他やむを得ない理由により使用ができなくなったとき。

四 略

〔意見の聴取〕

第十四条 委員会は、必要があると認めると

きは、第十條第三号に該当する事由(前條第二号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

第十五條 略

第三章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第十六條 委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により(仮称)箕面市立船場生涯学習センター(以下この章において単に「センター」という。)の管理を委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2| 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 第三條の事業の実施に関すること。

二 センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 施設の予約システムを利用したセンター
一 その他の施設に係る市民の利便性の確保に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、第一條の目的を達成するために委員会が定める業務

3| 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第十七條 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、指定を受けようとする法人その他の団体に事業計画書その他委員会
が定める書類を提出させるものとする。

2| 委員会は、前項の規定により提出された

きは、第十二條第三号に該当する事由(前條第一項第二号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

第十七條 略

(職員)

第十八條 センターに、館長その他必要な職員を置く。

事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効果的に実施できること。

三 センターの運営を通じて、地域の生涯学習活動の振興を図る能力を有すること。

四 センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

〔変更の届出〕

第十八条 指定管理者は、その名称、所在地その他委員会が定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を委員会に届け出なければならない。

〔指定の取消し等〕

第十九条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の第二十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第十六条第二項の業務を適正に行うことができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営上不適切な行為があつたとき。

2) 委員会は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害につい

ては、一切その責を負わない。

(指定管理者が行う管理等の読替え)

第二十條 指定管理者がセンターの管理運営を行う場合における第二章(第七條から第九條までを除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六條、第十條、第十一條及び第十三條	使用	利用
第六條、第十條第四号及び第十一條から第十四條まで	委員会	指定管理者
第十三條第三号	使用が できな くなつ たとき	市がセンターを利用する必要があ るとき、又はセン ターが利用できな いと委員会が認め るとき
第十四條	聴くこ とがで きる	聴くよう委員会に 求めるものとな す。この場合にお いて、委員会は、 当該事由の有無に ついて、箕面警察 署長に意見を聴く ことができる
第十五條	使用者	指定管理者又はセ ンターの利用の許 可を受けた者

(利用料金)

第二十一條 センターの利用の許可を受けた者は、利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2| 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3| 指定管理者は、利用料金を定めたときは、

速やかに公表しなければならない。

4| 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5| 指定管理者は、委員会規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6| 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を委員会規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報取扱)

第二十二條 指定管理者は、センターの管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2| センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第二十三條 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第十九條の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

第四章 雜則

(委任)

第二十四條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

(委任)

第十九條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

新

第一条～第五条 略

(費用弁償)

第六条 略

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、別表中一の項から六十三の項までに掲げる者については箕面市職員旅費条例(昭和四十八年箕面市条例第九号)中市長に属する事項を準用し、六十四の項に掲げる者については常勤の職員との権衡を考慮して市長が別に定める。

3 略

4 前三項に定めるもののほか、別表六十四の項に掲げる者のうち語学指導等の職務に従事させるために採用した外国人が、その任用期間の満了により帰住する場合においては、費用弁償として旅費を支給することができる。

第七条～第九条 略

別表(第二条、第六条関係)

備考 略	一 五十四	区分	略	報酬の額	略
	略		略		略
	五十五		略		略
	六十四		略		略

旧

第一条～第五条 略

(費用弁償)

第六条 略

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、別表中一の項から六十四の項までに掲げる者については箕面市職員旅費条例(昭和四十八年箕面市条例第九号)中市長に属する事項を準用し、六十五の項に掲げる者については常勤の職員との権衡を考慮して市長が別に定める。

3 略

4 前三項に定めるもののほか、別表六十五の項に掲げる者のうち語学指導等の職務に従事させるために採用した外国人が、その任用期間の満了により帰住する場合においては、費用弁償として旅費を支給することができる。

第七条～第九条 略

別表(第二条、第六条関係)

備考 略	一 五十四	区分	略	報酬の額	略
	略		略		略
	五十五	公民館運動 営審議会	会長	八、三〇〇円	
	五十六		委員	七、四〇〇円	
六十五		略	日額	略	

箕面市立生涯学習センター条例新旧対照表

新

別表(第七条関係)

区分	収容人員	単位使用時間帯使用料					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
略	略人	略円	略円	略円	略円	略円	略円
略	略	略	略	略	略	略	略
音楽室	三〇	一、二三〇	一、六四〇	一、六四〇	二、八七〇	三、二八〇	四、五一〇
ホール	一〇〇	二、三二〇	三、〇九〇	三、〇九〇	五、四〇〇	六、一八〇	八、四九〇
大会議室	四五	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
料理実習室	三〇	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
和室	一八	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
アートルーム	三〇	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
会議室	二〇	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
活動室	二五	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
ギャラリー一	二	三二〇	四二〇	四二〇	七二〇	八二〇	一、一三〇
ギャラリー二	二	三二〇	四二〇	四二〇	七二〇	八二〇	一、一三〇
ピアノ(東生涯学習センター及び西南生涯学習センターのホールに設置するものに限る。)	略	略	略	略	略	略	略
陶芸窯	略	略	略	略	略	略	略

備考
略

箕面市立生涯学習センター条例新旧対照表

旧

別表(第九条関係)

区分	収容人員	単位使用時間帯使用料					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
箕面市立中央生涯学習センター	略人	略円	略円	略円	略円	略円	略円
箕面市立東生涯学習センター	略	略	略	略	略	略	略
附属設備	略	略	略	略	略	略	略
備考	略	略	略	略	略	略	略

備考
略

ピアノ(東生涯学習センター)|ホールに設置するものに限る。)

陶芸窯

略

略

略

箕面市報酬及び費用弁償条例新旧対照表

		新				旧				
備考 略	六十四	五十六	五十五		五十四	別表(第一条、 第六条関係)	区分	略	略	報酬の額
	略	略	生涯学習 審議会	略	略					
	略	略	委員	会長	略					
	略	略	日額		略					
	略	略	七、 四〇〇円	八、 三〇〇円	略					
備考 略	六十四	五十六	五十五		五十四	別表(第一条、 第六条関係)	区分	略	略	報酬の額
	略	略	生涯学習 センター 運営審議 会	略	略					
	略	略	委員	会長	略					
	略	略	日額		略					
	略	略	七、 四〇〇円	八、 三〇〇円	略					

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例新旧対照表

新	旧																						
<p style="text-align: center;">箕面市立駐車場条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 駅前周辺における自動車及び自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便、公共の福祉及び当該地域の活性化に資するため、箕面市立駐車場(以下「駐車場」という。)を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="759 244 1361 766"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箕面市立箕面駅前第一駐車場</td> <td>箕面市箕面六丁目四番一七号</td> </tr> <tr> <td>箕面市立箕面駅前第二駐車場</td> <td>箕面市箕面五丁目二番六七号</td> </tr> <tr> <td>(仮称)箕面市立船場駐車場</td> <td>箕面市船場東三丁目</td> </tr> <tr> <td>箕面市立箕面自転車駐車場</td> <td>箕面市箕面六丁目四番一七号</td> </tr> <tr> <td>箕面市立桜井自転車駐車場</td> <td>箕面市桜井二丁目一番一號</td> </tr> <tr> <td>箕面市立牧落自転車駐車場</td> <td>箕面市桜五丁目一番五号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 駐車場は、第一条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 駐車場の利用に関する事業</p> <p>二・三 略</p> <p>(駐車できる自動車等)</p>	名称	位置	箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番一七号	箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目二番六七号	(仮称)箕面市立船場駐車場	箕面市船場東三丁目	箕面市立箕面自転車駐車場	箕面市箕面六丁目四番一七号	箕面市立桜井自転車駐車場	箕面市桜井二丁目一番一號	箕面市立牧落自転車駐車場	箕面市桜五丁目一番五号	<p style="text-align: center;">箕面市立箕面駅前自動車駐車場 及び箕面自転車駐車場条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 箕面駅前周辺における自動車及び自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便及び公共の福祉に資するとともに、商業の振興及び市街地の健全な発展を促進し、当該地域の活性化に資するため、箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場(以下「駐車場等」という。)を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="952 847 1361 1369"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箕面市立箕面駅前第一駐車場</td> <td>箕面市箕面六丁目四番</td> </tr> <tr> <td>箕面市立箕面駅前第二駐車場</td> <td>箕面市箕面五丁目二番六七号</td> </tr> <tr> <td>箕面市立箕面自転車駐車場</td> <td>箕面市箕面六丁目四番</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 駐車場等は、第一条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 駐車場等の利用に関する事業</p> <p>二・三 略</p> <p>(駐車できる自動車等)</p>	名称	位置	箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番	箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目二番六七号	箕面市立箕面自転車駐車場	箕面市箕面六丁目四番
名称	位置																						
箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番一七号																						
箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目二番六七号																						
(仮称)箕面市立船場駐車場	箕面市船場東三丁目																						
箕面市立箕面自転車駐車場	箕面市箕面六丁目四番一七号																						
箕面市立桜井自転車駐車場	箕面市桜井二丁目一番一號																						
箕面市立牧落自転車駐車場	箕面市桜五丁目一番五号																						
名称	位置																						
箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番																						
箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目二番六七号																						
箕面市立箕面自転車駐車場	箕面市箕面六丁目四番																						

第四条 駐車場に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。

駐車場	駐車できる自動車等
箕面市立箕面駅前第一駐車場	普通車、普通車(中型)及び単車
箕面市立箕面駅前第二駐車場	普通車
(仮称)箕面市立船場駐車場	普通車及び単車
箕面市立箕面自転車駐車場	原動機付自転車及び自転車
箕面市立桜井自転車駐車場	原動機付自転車及び自転車
箕面市立牧落自転車駐車場	原動機付自転車及び自転車

(箕面駅前第一駐車場の特別利用)

第五条 市長は、箕面市まちづくり推進条例(平成九年箕面市条例第二十二号)第十八条の規定に基づく駐車設備として箕面市立箕面駅前第一駐車場の一部を特別に利用させるものとする。

(指定管理者による管理)

第六条 市長は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百四十四条の二第三項の規定により駐車場の管理を市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。))に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 略

二 駐車場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 略

3 略

(指定管理者の指定手続)

第七条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる駐車場の区分に応じて当該各号に定める方法によるものとする。

第四条 箕面市立箕面駅前第一駐車場(以下「第一駐車場」という。)、箕面市立箕面駅前第二駐車場(以下「第二駐車場」という。))及び箕面市立箕面自転車駐車場(以下「自転車駐車場」という。))に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。

- 一 第一駐車場 普通車、普通車(中型)及び単車
- 二 第二駐車場 普通車
- 三 自転車駐車場 原動機付自転車及び自転車

(第一駐車場の特別利用)

第五条 市長は、箕面市まちづくり推進条例(平成九年箕面市条例第二十二号)第十八条の規定に基づく駐車設備として第一駐車場の一部を特別に利用させるものとする。

(指定管理者による管理)

第六条 市長は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百四十四条の二第三項の規定により自転車場等の管理を市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。))に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 略

二 自転車場等の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 略

3 略

(指定管理者の指定手続)

第七条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

る。

一 次号の駐車場以外の駐車場 指定管理者を公募する方法

二 箕面市立桜井自転車駐車場及び箕面市立牧落自転車駐車場 指定管理者に指定しようとする者を市長が自ら選定する方法

2 市長は、前項第一号の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ駐車場の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。第一項第二号の規定により市長に選定された者も、同様とする。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができる認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 駐車場を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 略

三 駐車場を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第八条 市長は、前条第一項第一号の規定による公募をした場合において、応募者がないときは、同項第二号に定める方法によることができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ駐車場等の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、駐車場等の設置の目的を最も効果的に達成することができる認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 駐車場等を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 略

三 駐車場等を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第八条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2| 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する

第九条 略

(指定の取消し等)

第十条 略

一 三 略

四 前三号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 略

(入出場日等)

第十一条 自動車等を駐車場に入場させ、又は出場させることができる日は、毎日(規則で定める日を除く。)とし、その時間は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て同項に規定する日及び時間を変更することができる。

(供用の休止)

第十二条 市長は、前条の規定にかかわらず、駐車場の整備工事その他必要と認めるときは、駐車場の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車の制限)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車等の入場を禁止、又は退場を命じることができる。

一 駐車場が満車であるとき。

二 四 略

五 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が駐車場を利用する必要があるとき。

ロ 駐車場が利用できないと市長が認めるとき。

場合について準用する。

第九条 略

(指定の取消し等)

第十条 略

一 三 略

四 前三号に掲げるもののほか、駐車場等の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 略

(供用の日時)

第十一条 駐車場等の供用の日は、毎日とし、供用の時間は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て供用の日時を変更することができる。

(供用の休止)

第十二条 市長は、前条の規定にかかわらず、駐車場等の整備工事その他必要と認めるときは、駐車場等の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車の制限)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車等の入場を禁止、又は退場を命じることができる。

一 駐車場等が満車であるとき。

二 四 略

五 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が駐車場等を利用する必要があるとき。

ロ 駐車場等が利用できないと市長が認めるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があるとき。

2| 駐車場は、規則で定める場合を除くほか、引き続き、規則で定める日数を超えて自動車等を駐車することができない。

3| 前項に規定する利用の限度の期間を超えた原動機付自転車及び自転車については、箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例(昭和六十年箕面市条例第十七号)第八条第一項に規定する放置禁止区域に放置されているものとして、同条例第十条から第十三条までの規定を適用する。

4| 前項の規定による措置を講じたときは、指定管理者は、同項の利用の限度の期間に係る第十六条第一項に規定する利用料金を徴収しないものとする。

(行為の禁止)

第十四条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 略

二 駐車場の施設及び駐車中の自動車等を汚損し、又は損傷する行為

三・四 略

五 他の駐車場を利用する者に対し、寄附を求め、又は物品を配布する行為

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理に支障があると認める行為

(立入りの禁止)

第十五条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)その他駐車場に用務のある者以外は、駐車場へ立ち入ってはならない。

(利用料金)

第十六条 利用者は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 6 略

六 前各号に掲げるもののほか、駐車場等の管理に支障があるとき。

第十四条 駐車場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 略

二 駐車場等の施設及び駐車中の自動車等を汚損し、又は損傷する行為

三・四 略

五 他の駐車場等を利用する者に対し、寄附を求め、又は物品を配布する行為

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場等の管理に支障があると認める行為

(立入りの禁止)

第十五条 駐車場等を利用する者(以下「利用者」という。)その他駐車場等に用務のある者以外は、駐車場等へ立ち入ってはならない。

(利用料金)

第十六条 利用者は、駐車場等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 6 略

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十七条 指定管理者は、駐車場の管理運営を行うに際し、個人情報情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 駐車場の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第十条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった駐車場の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十九条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により駐車場の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(善良な管理者の注意義務)

第二十条 指定管理者は、駐車場における自動車等の駐車に関し、善良な管理者として注意を怠らなかつたときは、駐車している自動車等の損傷又は滅失について損害賠償の責を負わない。

第二十一条 略

附則

1 3 略

(選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例)

4 市長は、この条例により設置される第七

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十七条 指定管理者は、駐車場等の管理運営を行うに際し、個人情報情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 駐車場等の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第十条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった駐車場の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十九条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により駐車場等の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(善良な管理者の注意義務)

第二十条 指定管理者は、駐車場等における自動車等の駐車に関し、善良な管理者として注意を怠らなかつたときは、駐車している自動車等の損傷又は滅失について損害賠償の責を負わない。

第二十一条 略

附則

1 3 略

(選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例)

4 市長は、この条例に基づく最初の指定管

条第一項第一号に規定する駐車場の最初の指定管理者の指定手続については、同項の規定にかかわらず、当該駐車場の建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下「PFI法」という。)第八条第一項の規定により選定した民間事業者(以下「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

5
8
略

理者の指定手続については、第七条の規定にかかわらず、駐車場等の建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下「PFI法」という。)第八条第一項の規定により選定した民間事業者(以下「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

5
8
略

第 号議案

箕面市生涯学習審議会条例制定の件

箕面市生涯学習審議会条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項について、箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するほか、生涯学習の振興に関し、委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- 一 学校教育の関係者
- 二 社会教育の関係者
- 三 社会教育関係団体の関係者
- 四 学識経験者

五 市民

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第六条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第九条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表五十五の項中「生涯学習センター運営審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

(提案理由)

生涯学習に関する施策を総合的に調査審議等をする審議会を設置するため、本条例を制定するものである。